就　業　状　況　報　告（長期高度人材育成コース）

（訓練実施機関代表者）　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | （ふりがな） | 住　所 |  |
| ＴＥＬ |  |
| 受講コース名 |  | 実施期間 | 年　 月　 日　～ 　　年　 月 　日 |
| 実施施設名 |  | | |

令和　　年　　月　　日現在の就業状況は以下のとおりです。

＊　以下の該当する項目を○印で囲み、必要な箇所に記入をお願いします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 継続して就業中 | | | 就職日 |  |
| 就業先事業所名 | |  | | |
| ２ | 退職した（する予定） | | | 退職（予定）日 |  |
| 退職理由は以下のうちどれに該当するか。（複数回答可）  ①健康上（妊娠含む）の理由　　②雇用条件（賃金・就業時間等）が合わなかった  ③介護又は育児など家族の事情　　④就業スキルが足りなかった　　⑤人間関係が合わなかった  ⑥解雇された　　⑦他の会社へ転職したい　⑧その他（　　　　　　　　　　　　） | | | | |
| ３ | 次の事業所に転職した。 | | | | |
| 転職日・派遣先就業日　　　　　　　　　　　従事する職種  　　※　報告時点で内定の場合：内定日　　　　　　　　　　及び就職日  （以下任意）  転職先事業所・派遣元事業所名　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ  　　所在地 | | | | |
| （１）雇用形態は以下のうちどれに該当するか。  ①正社員　 ②派遣　 ③パート　 ④アルバイト　 ⑤契約社員　 ⑥臨時・季節　 ⑦日雇　 ⑧その他  （２）雇用期間は以下のうちどれに該当するか。  　　①1日以上7日未満　　　②7日以上31日未満  　　③31日以上４ヶ月（120日）未満　　　④4ヶ月以上6ヶ月未満  　　⑤6ヶ月以上1年未満　　⑥1年以上　　⑦期間の定め無し　　⑧期間の定め不明  （３）１週間の所定労働時間　　　①20時間以上　　　　　②20時間未満  （４）雇用保険被保険者適用有無　①あり　②なし | | | | |
| 就職  経路 | ①ハローワーク　②民間職業紹介会社　③新聞・雑誌等求人広告　④実習先事業所への就職　⑤訓練実施機関への就職　⑥友人・知人の紹介　⑦その他（　　　　　　　　　　　） | | | |

以上の報告内容は事実に相違ありません。また、留意事項（裏面）に同意の上、報告します。

　　提出日　　　　年　　月　　日　　　　　氏名（自署）

就業先確認日　　年　　月　　日　　　　事業所名・派遣元事業所名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名（又は採用責任者）

ＴＥＬ

　　（就業先ご担当者の方へ）

※この書類は公共職業訓練を受講して就職された方の就業確認の書類です。訓練実施機関を経由して都道府県に提出されますので記載内容の確認にご協力をお願いします。

**≪留意事項≫**

**※個人情報の取扱い**

**本報告書は、訓練生の就職後６カ月時点の就業状況を把握すること及び職業訓練に関する業務統計の作成に活用することを目的としており、本報告書の記載内容について、訓練実施機関、都道府県、都道府県労働局及びハローワークの間において利用することがあります。**

≪記載方法等について≫

1. 就職状況報告書を提出した就職先で継続して就業している場合は１に記載をしてください。（訓練修了後3箇月以内に転職し、就職状況報告書を再提出した就職先で継続して就業している場合も１に記載をしてください。）
2. １に記載をした場合は、最下段に就業先の確認を受けてください。訓練修了後3箇月以内に転職し、就職状況報告書を再提出した就職先で継続して就業している場合で１に記載した場合は、就職状況報告書を再提出した就職先の確認を受けてください。
3. ３（３）１週間の所定労働時間については、就業規則又は雇用契約書などで決められた就業時間によって算出し、該当する番号に○印をしてください。その際、就業時間が、１月あたりで決められている場合など１週間当たりの就業時間が単純に算出できない場合は、年間の就業時間を算出した上で、５２週で割った時間により判断してください。

（言葉の定義）

１　正社員

　　　常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規雇用労働者。（例えば、会社の就業規則に定める正社員規定により雇用された者又は就業規則が無い事業所の場合は従業員のうちフルタイム勤務と同じ雇用条件で雇用された者など。）

２　派遣

労働者派遣事業による派遣先である事業所で就労する仕事をする者。

３　パート

　1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、勤め先でパートなどと呼称される者。

４　アルバイト

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、勤め先でアルバイトなどと呼称される者。

５　契約社員

雇用期間が定められている者（パート、アルバイト、臨時・季節、日雇を除く。）。

６　臨時・季節

　　　臨時とは、雇用契約において1ヶ月以上4ヶ月未満の雇用期間が定められている仕事（労働）をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4ヶ月未満、4ヶ月以上の別を問わない。）を定めて就労（労働）する者。

７　日雇

　　　安定所で取り扱われる日々雇用の仕事及び1ヶ月未満の雇用期間が定められている者。

８　その他

　　　上記１～７に当たらない者。